

知ってる? 守ってる? 自転車のルールとマナー

事故にあわない、あわせない

自転車は気軽に利用できる乗り物ですが、ちょっとした気の緩みが重大事故につながります。交通ルールやマナーを守って楽しく安全に利用しましょう。
 交通対策課交通企画係・内線2279

快適で美しいまちに

放置自転車は景観を損ねるだけでなく、危険や迷惑も伴います。快適で美しいまちにするため自転車等駐車を利用しましょう。
 交通対策課自転車対策係・内線2286



見直そう! 自転車運転のルール

自転車は車道が原則

自転車が歩道を通行できるのは▶歩道通行可の標識(右図)がある▶運転者が13歳未満、70歳以上、身体の不自由な方▶交通状況がやむを得ない場合のみです



車道は左側を通行

右側通行は禁止されています



歩道は歩行者優先

車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しましょう



安全ルールを守る

①飲酒運転禁止②二人乗り禁止③並進禁止(並進可の標識がある場合を除く)④夜間のライト点灯⑤信号順守⑥交差点での一時停止と安全確認



子どもはヘルメット着用

子どもの保護責任者は13歳未満の子どもにはヘルメットをかぶらせるようにしましょう
 幼児用シートに乗せるときは幼児用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう



そのほかのルール違反

運転中の携帯電話やイヤホンなどの使用



ルール違反をすると

信号無視、一時不停止、酒酔い運転など、危険な違反行為を繰り返した場合、自転車運転者講習の受講が義務付けられます▶受講時間は3時間で、受講手数料6,000円▶命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金が科せられます

自転車保険にご加入を

自転車事故を起こすと、刑事上の責任(懲役や罰金など)を問われたり、多額の損害賠償などを請求される場合があります。万が一に備えて、自転車保険に加入しましょう。

●TSマーク付帯保険

自転車安全整備店で購入、点検・整備をした自転車に貼付されるTSマークには、損害賠償保険・傷害保険が付帯されています。補償期間は点検・整備をしてから1年間です。

第一種TSマーク (青色マーク)



第二種TSマーク (赤色マーク)



●その他の保険

自分のけがに備える傷害保険、事故による損害賠償に備える損害賠償保険があり、コンビニエンスストアやインターネットでの手続きで手軽に加入できるものもあります。また、すでに加入している自動車保険等の特約として加入できる場合もあります。

くわしくは、各保険会社や代理店等へお問い合わせください。

自転車に乗れない小学生のための自転車教室

市内や近隣に在住・在学で、自転車に乗れない小学生▶11月17日(土)午前9時～午後4時(雨天中止)▶立川競輪場▶50円(保険料)▶20人(抽選)▶昼食、飲み物(自転車は貸し出します)▶10月25日(木)[必着]までに、はがき(1枚につき1人)に「自転車教室」、住所、氏名、年齢、身長、電話番号を書いて、事業課[〒190-0012曙町3-32-5立川競輪場内]▶(524) 1121へ



自転車安全運転免許証交付

市内の小学3年生を対象にPTA、立川国立地区交通安全協会と連携して、自転車の安全な乗り方や交通ルールなどの講習を行っています。講習後の試験の合格者には運転免許証を交付します。



スクエアドストレイト方式による交通安全教室

スタントマンによる交通事故の再現を間近で見ることで、事故の恐怖を疑似体験し、交通安全への意識を高めて、危険行為を未然に防止します。今年度も中学校3校で行います。



事故に遭遇したときは…

まずは救急車を呼ぶことや応急手当が最優先です。その後、他の交通の妨げにならないように自転車を移動し、警察に連絡しましょう。



自転車などの放置はやめましょう

道路上に放置された自転車などは、通行の妨げになるだけでなく、高齢者や車いすを利用している方、目の不自由な方などには危険です。特に夜間は大きな事故の原因になりかねません。自転車などは決められた場所に駐車し、ルールを守って利用しましょう。

●放置自転車などは撤去します 市は、各駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定しています。区域内に放置された自転車などは警告札を貼り付け後、撤去します。

●撤去された自転車などは2か月以内に引き取りを 撤去した自転車などは、砂川自転車等保管所で保管します。告示から2か月間、引き取りがない場合、条例に基づいて処分します。返還時には撤去手数料がかかります。手数料は車種により変わります(自転車は2,000円)▶持参するもの=本人または代理人であることが確認できるもの(運転免許証、保険証等)、自転車の鍵、引取通知書▶砂川自転車等保管所=砂川町5-16-1▶(535) 5411



●自転車などが盗難に遭った場合はすぐに盗難届の提出を 盗難に遭った自転車などがその後撤去された場合は撤去料が免除されます。免除されるのは、撤去日前日までに交番・警察署に盗難届を提出し、受理されたもののみです。

駅前放置自転車クリーンキャンペーン ~放置ゼロ キレイな街で おもてなし

10月22日(月)～31日(水)、都内全域で一斉に駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施します。その一環として、市は10月22日(月)にJR立川駅南北自由通路で立川警察署ほか関係機関・団体と協働で自転車のマナー向上を呼びかけます。

また、10月22日(月)～24日(水)、JR立川駅南北の商店会などと協働で「立川駅周辺放置自転車クリーンキャンペーン」を実施します。駅周辺で自転車等駐車場マップなどを配布するほか、自転車の放置防止を呼びかけます。



放置自転車数が減少

市内の放置自転車台数は年々減少し、平成29年度は307件とピーク時と比べて8割以上減少しました。これは地域の皆さんと一体となった放置自転車対策の取り組みや、自転車等駐車を適正に利用していただいている結果と考えられます。引き続き、自転車の放置防止と自転車等駐車場のご利用をお願いします。



自転車走行環境設置工事を実施します

市は自転車が安全で快適な交通手段となるよう、環境整備を進めています。

自転車は車両なので、車道走行が原則です。これに基づき、自転車ナビマークや自転車ナビラインを市道1級2号線(富士見通り)の約0.75km、市道1級3号線(緑川通り)の約0.3km、市道2級9号線(江の島道)の約1.2kmに施工します。

